[事案 27-238] 契約無効等請求

· 平成 28 年 7 月 9 日 裁定不調

<事案の概要>

自分の親が自分の知らない間に契約したものであること等を理由に、契約の無効等を求めて 申立のあったもの。

<申立人の主張>

平成21年11月に契約した災害死亡給付金付個人年金保険(契約①)および平成24年9月に契約した災害死亡給付金付個人年金保険(契約②)について、以下の理由により、両契約を無効とし、既払込保険料を返還するとともに、慰謝料を支払ってほしい。

- (1)契約①は、自分の親が自分の知らない間に契約したものであり、名義上の契約者かつ被保 険者である自分に対して募集人による説明がなされなかった。また、契約①の申込書は募 集人が代筆したものである。
- (2) 契約②の契約締結時、自分は契約①の存在を認識しておらず、募集人からも契約①について説明はなかった。また、契約②は募集人の執拗な勧誘があったため、仕方なく申込んだものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約①の勧誘時、募集人は申立人の親とのみやりとりし、申立人への保障内容の説明および加入意思の確認を怠ったことは認めるが、申込書は、親に預けて後日受領したものであり、募集人は代筆していない。また、平成26年8月、申立人が契約①の受取人変更および証券再発行手続を行ったことは、親の無権代理によって成立した契約に対する黙示の追認に当たる。
- (2) 申立人は、契約①について毎年契約内容のお知らせを受け取っており、その存在および契約内容を契約②の加入時に認識可能であったため、募集人から契約①の説明がなかったことは契約②の無効事由とはならない。また、契約②は、申立人に契約内容を説明し、加入意思確認を行ったうえで、正規に成立したものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集人の対応に不適切な 点があったかどうかなど契約時の状況を把握するために、申立人および募集人に対して事情聴 取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約①および契約②の無効、ならびに慰謝料の請求を認めることはできないが、契約①の締結に際して、募集人は申立人の親にのみ説明を行い、名義上の契約者かつ被保険者である申立人本人に対して契約意思や被保険者の同意を確認していないことが認められるため、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、業務規程第34条1項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第38条2項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。